

## 第 8 3 号案件について

### 1 . 企業の現状等

A 社(土木建設工事業、資本金 7 , 5 0 0 万円、売上高 1 4 億 4 千万円、従業員 4 6 名)は、道路法面・落石防止工事、飛砂防止工事、造園工事等の土木工事を主力とする中堅建設業であるが、公共工事減少に伴い大きく売上が減少し、実質債務超過となり、資金繰りに支障を来す状況となり、抜本的な経営改善を求めて、協議会への相談に至った。

協議会としては、下請協力企業を多数擁していることから地域経済への影響が大きいことを勘案し、建設業であっても特殊な技術を要する分野であり今後も受注が予測できることから、事業再生が可能であると判断し、常駐専門家、税理士、中小企業診断士、関係金融機関による個別支援チームを平成 1 6 年 1 月に立ち上げ、再生計画策定支援を行った。

### 2 . 再生計画の概要

工程管理、原価管理の徹底により、個別工事毎に資材の再利用促進による資材費の圧縮、複数の工事現場への資材配送の一元化による運送費の低減等を行い、経費を削減するとともに、不採算となっている営業所の閉鎖により、収益の改善を図る。

閉鎖した営業所の施設や遊休不動産の売却により、有利子負債の圧縮を図る。

既存の短期借入金の長期借入金への借換を行うとともに、必要な運転資金を新規資金により確保する。

これら計画の実施により、資金繰りの安定化を図り、実質債務超過を 3 年以内に解消する。

### 3 . 協議会の果たした役割

協議会としては、管理会計の手法の導入により、収益力の早期改善に向けた具体的な改善策を提示し、実現性の高い計画をまとめた。

この結果、メインバンクを含む関係金融機関( 2 行)による既存の短期借入金の長期資金への借換が実現するとともに、季節的運転資金に対する新規融資への道筋をつけた。

### 4 . 効果

直接的効果として、A 社の雇用確保が図られるとともに、間接的効果として、関連取引先、協力業者( 約 5 0 社)への悪影響が回避された。